市民税所得割額の確認方法について

※通知書の様式は市区町村により異なります。　　金沢市子育て支援課

(1) 給与から天引きされる方（特別徴収）

毎年6月ごろに、会社等から配布される「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」で確認ができます。

以下の見本に示されている赤枠内に、対象の額が印字されます。

※子ども・子育て支援法により、「住宅借入金等特別税額控除」、「寄附金税額控除」、「配当控除」、「配当割額・株式等譲渡所得割額」、「外国税額控除等がある場合は、その額を所得割額に含めることとなっています（いずれも、税額控除額⑤の欄に、調整控除と共に合算した額が記載されます）。

なお、赤枠内の額から、「調整控除」として 1,500 円以上の額が控除されますが、おおむね上記の方法により確認ができます。

【見本①】決定通知書の場合

令和　年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡・一時	
	給与所得（所得金額調整控除後）				
	その他の所得計		総所得金額①		

課税標準	総所得③				
	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
	先物取引				

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		
	医療費		配偶者		
	社会保険料		配偶者特別		
	小規模企業共済		扶養		
	生命保険料		基礎		
	地震保険料		所得控除合計②		

控配	老配	扶養親族該当区分						本人該当区分					繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

（摘要）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額（⑨－⑫－⑩,⑪）		
	変更前税額⑬		
	増減額（⑨－⑬）		
	変更月	月	

【見本②】決定・変更通知書の場合

令和　年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等 / 農業 / 不動産 / 利子 / 配当 / 給与 / 雑 / 譲渡・一時	
	給与所得（所得金額調整控除後）				
	その他の所得計		総所得金額①		

課税標準	総所得③				
	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
	先物取引				

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		
	医療費		配偶者		
	社会保険料		配偶者特別		
	小規模企業共済		扶養		
	生命保険料		基礎		
	地震保険料		所得控除合計②		

控配	老配	扶養親族該当区分						本人該当区分					繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	

（摘要）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	森林環境税額⑧		
	特別徴収税額⑨		
	控除不足額⑩		
	既充当・既委託納付額⑪		
	既納付額⑫		
	差引納付額（⑨－⑫－⑩,⑪）		
	変更前税額⑬		
	増減額（⑨－⑬）		
	変更月	月	

※電子データの場合は、以下の様式となります。

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

税額	市区町村	税額控除前所得割額④		特別徴収税額⑨
		税額控除額⑤		控除不足額⑩
		所得割額⑥		既充当・既委託納付額⑪
		均等割額⑦		既納付額⑫
	都道府県	税額控除前所得割額④		差引納付額（⑨－⑫－⑩,⑪）
		税額控除額⑤		変更前税額⑬
		所得割額⑥		増減額（⑨－⑬）
		均等割額⑦		変更月　月
	森林環境税額⑧			

納付額	6月分		12月分	
	7月分		1月分	
	8月分		2月分	
	9月分		3月分	
	10月分		4月分	
	11月分		5月分	

（2）自営業等個人で納付される方（普通徴収）

市から送付される「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」で確認ができます。

以下の見本に示されている赤枠内から青枠内の額を引くと、対象の額が算出されます。

※子ども・子育て支援法により、「住宅借入金等特別税額控除」、「寄附金税額控除」、「配当控除」、「配当割額・株式等譲渡所得割額」、「外国税額控除」等がある場合は、その額を所得割額に含めることとなっています（いずれも、区分欄に印字されます）。なお、「調整控除」額は含めません。

【見本①】決定通知書の場合

市民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書 2/2枚目

14 税額明細

区分	課税標準額(円)	市民税額(円)	県民税額(円)	森林環境税額(円)
課税総所得				
調整控除				
＊＊ 所得割額＊＊				
＊＊均等割額＊＊				
合計額				

株式等譲渡所得割額

所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額(円)	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当又は委託納付額(円)	

※区分欄に印字される項目は、個人により異なります。

【見本②】変更通知書の場合

市民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書（税額変更） 2/2枚目

通知書番号

税額の計算方法

市民税・県民税・森林環境税は、前年中の所得をもとに次のように計算します。ただし、分離課税所得があるとき等は、特殊な計算を行う場合があります。

所得割額（100円未満の端数切捨て）

課税標準額(1,000円未満の端数切捨て)［総所得金額(分離課税所得) － 所得控除合計額］ × 市民税の税率 － 税額控除等 ＋ 市民税の均等割額 ＋ 森林環境税額 ＝ 合計年税額（市民税・県民税・森林環境税の合計）

課税標準額(1,000円未満の端数切捨て)［総所得金額(分離課税所得) － 所得控除合計額］ × 県民税の税率 － 税額控除等 ＋ 県民税の均等割額

14 所得、控除等の明細

(1)収入・所得・特別控除・繰越損失等

区分	変更前(円)	変更後(円)

15 税額明細

(1)課税標準額

区分	変更前(円)	変更後(円)

(2)市民税額

区分	変更前(円)	変更後(円)
所得割総所得		
調整控除		
＊＊ 所得割額＊＊		
＊＊均等割額＊＊		
合計額		

※区分欄に印字される項目は、個人により異なります。